



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年1月28日金曜日 第2237号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可.....29

医療機関の指定.....29

介護機関の指定.....29

指定医療機関の廃止の届出.....30

指定介護機関の廃止の届出.....30

介護機関(居宅介護事業者)の指定.....30

介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....30

介護機関(介護予防事業者)の指定.....31

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....31

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....31

指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....32

指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....32

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....32

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....33

指定居宅サービス事業者の指定.....33

指定居宅介護支援事業者の指定.....34

指定介護予防サービス事業者の指定.....34

指定居宅サービス事業の廃止.....34

指定介護予防サービス事業の廃止.....34

大規模小売店舗の廃止の届出.....35

同意の成立(漁獲共済).....35

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....35

建設業者の許可の取消し.....35

道路の供用開始(県道西条久万線).....35

道路の区域変更(県道岩城弓削線).....36

道路の区域変更(県道岩城弓削線).....36

道路の供用開始(").....36

道路の供用開始(県道岩城弓削線).....36

道路の区域変更(県道上尾峠久万線).....37

開発行為に関する工事の完了(4件).....37

道路の区域変更(県道双岩停車場和泉線).....38

道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線).....38

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....38

教育委員会訓令

愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令.....38

公営企業公告

重油の購入.....50

清掃業務の委託.....51

感染性廃棄物処分業務の委託.....52

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成23年1月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

ア 宇和島地区ふるさと市町村圏計画の策定及びこれに基づく事業の実施の連絡調整に関する事務の廃止

イ 宇和島地区ふるさと市町村圏計画に基づく広域活動計画の事業の実施に関する事務の廃止

ウ 一般廃棄物中間処理施設整備計画策定に関する事務の廃止

エ 熱回収施設及び同施設に併設するリサイクルセンターの設置及び管理運営に関する事務の追加

(2) 規約の変更事項

上記事務の変更事項に係る規定の変更、宇和島地区ふるさと市町村圏基金に係る規定の削除及び施設建設費に係る分賦金割合の規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

平成23年1月19日

(2) 規約の変更年月日

平成23年1月19日

3 変更許可年月日

平成23年1月19日

○愛媛県告示第76号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年1月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
旭町内科クリニック	森 岡 明	八幡浜市沖新田1510-73	平成23年 1月1日
うわじま薬局	株式会社エムワイエス	宇和島市堀端町1-18	平成23年 1月1日

○愛媛県告示第77号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成23年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
宇 都 宮 病 院	医療法人福寿会	八幡浜市1536番地118	平成22年 11月 1日

○愛媛県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
藤 本 内 科	藤 本 英二雄	喜多郡内子町五十崎甲10 58番地	平成22年 10月31日
さつき薬局	有限会社メディ カルスタイル	南宇和郡愛南町御荘平城 3562番地	平成22年 10月31日

○愛媛県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人福寿会	八幡浜市1536番地118	宇都宮病院	八幡浜市1536番地118	平成22年11月 1日
合同会社語	西条市小松町妙口甲10 - 4	訪問介護かたらい	西条市小松町妙口甲10 - 4	平成22年12月22日
亀 岡 博	大洲市東大洲987番地 1	かめおか内科	大洲市東大洲987番地 1	平成22年12月 1日
医療法人胃腸科内科松村クリ ニック	新居浜市中筋町二丁目 1 - 1	訪問看護ステーションすみの	新居浜市中筋町二丁目 1 - 6	平成22年11月 9日
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551 番地 1	デイサービス虹	北宇和郡松野町大字豊岡3011 番地 1	平成22年12月 1日
株式会社みらい	西条市喜多川173番地 1	ケアサポートみらい	西条市喜多川173番地 1	平成22年12月17日

○愛媛県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	指定居宅介護支援事業所わか ば	宇和島市保田甲909番地	平成22年12月10日
株式会社こころ	新居浜市中村一丁目10 - 23	居宅介護支援事業所こころ	新居浜市中村一丁目10番29号	平成22年12月20日

医療法人愛寿会	西条市福武字蔵尾甲158番地の1	医療法人愛寿会指定居宅介護支援事業所愛	新居浜市東雲町二丁目6番19号	平成22年12月28日
---------	------------------	---------------------	-----------------	-------------

○愛媛県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人福寿会	八幡浜市1536番地118	宇都宮病院	八幡浜市1536番地118	平成22年11月1日
合同会社話	西条市小松町妙口甲10-4	訪問介護かたらい	西条市小松町妙口甲10-4	平成22年12月22日
亀岡博	大洲市東大洲987番地1	かめおか内科	大洲市東大洲987番地1	平成22年12月1日
医療法人胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1-1	訪問看護ステーションすみの	新居浜市中筋町二丁目1-6	平成22年11月9日
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	デイサービス虹	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成22年12月1日
株式会社みらい	西条市喜多川173番地1	ケアサポートみらい	西条市喜多川173番地1	平成22年12月17日

○愛媛県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	指定訪問介護事業所やすらぎ	（変更後） 今治市北鳥生町四丁目3-50 1-1	平成22年12月1日
			（変更前） 今治市馬越町二丁目1番41号	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	西日本商事株式会社今治営業所	（変更後） 今治市北鳥生町四丁目3-50 1-1	平成22年12月1日
			（変更前） 今治市馬越町二丁目1番41号	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	伊予訪問看護ステーション	（変更後） 松山市保免西二丁目1-2	平成22年12月1日
			（変更前） 伊予市八倉906番地5	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	伊予訪問介護サービス	（変更後） 松山市保免西二丁目1-2	平成22年12月1日
			（変更前） 伊予市八倉906番地5	

○愛媛県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行

う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	指定居宅支援事業所やすらぎ	(変更後) 今治市北鳥生町四丁目3-50 1-1	平成22年12月1日
			(変更前) 今治市馬越町二丁目1番41号	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	いよ居宅介護支援事業所	(変更後) 松山市保免西二丁目1-2	平成22年12月1日
			(変更前) 伊予市八倉906番地5	

○愛媛県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	西日本商事株式会社今治営業所	(変更後) 今治市北鳥生町四丁目3-50 1-1	平成22年12月1日
			(変更前) 今治市馬越町二丁目1番41号	

○愛媛県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	指定訪問介護事業所やすらぎ	(変更後) 今治市北鳥生町四丁目3-50 1-1	平成22年12月1日
			(変更前) 今治市馬越町二丁目1番41号	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	西日本商事株式会社今治営業所	(変更後) 今治市北鳥生町四丁目3-50 1-1	平成22年12月1日
			(変更前) 今治市馬越町二丁目1番41号	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	伊予訪問看護ステーション	(変更後) 松山市保免西二丁目1-2	平成22年12月1日
			(変更前) 伊予市八倉906番地5	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	伊予訪問介護サービス	(変更後) 松山市保免西二丁目1-2	平成22年12月1日
			(変更前) 伊予市八倉906番地5	

○愛媛県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のよ

うに廃止した旨の届出があった。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人生名診療所	越智郡上島町生名972番地	生名診療所	越智郡上島町生名972番地	平成21年 7月31日
藤本 芙二雄	喜多郡内子町五十崎甲1058番地	藤本内科	喜多郡内子町五十崎甲1058番地	平成22年10月31日
医療法人福寿会	八幡浜市1579番地39	宇都宮病院	八幡浜市1579番地39	平成22年10月31日

○愛媛県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人生名診療所	越智郡上島町生名972番地	生名診療所	越智郡上島町生名972番地	平成21年 7月31日
藤本 芙二雄	喜多郡内子町五十崎甲1058番地	藤本内科	喜多郡内子町五十崎甲1058番地	平成22年10月31日
医療法人福寿会	八幡浜市1579番地39	宇都宮病院	八幡浜市1579番地39	平成22年10月31日

○愛媛県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人ほほえみ	訪問介護事業所ほほえみ	愛媛県松山市立花一丁目9番17	平成22年12月1日	訪問介護
有限会社レインボープラス	デイサービス虹	愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成22年12月1日	通所介護
有限会社M&M	ヘルパーステーションフォーライフミネルワ	愛媛県松山市東垣生町903番地1	平成22年12月4日	訪問介護
医療法人高仁会	シルバーハウス西予	愛媛県西予市宇和町上松葉164番地1	平成22年12月10日	特定施設入居者生活介護
合同会社アイキョー	介護24西条	愛媛県西条市中野甲780番地6	平成22年12月12日	訪問介護
株式会在宅ケアセンターひなたぼっこ	療養通所介護事業所ひなたぼっこ	愛媛県松山市平井町甲3250-5	平成22年12月15日	通所介護
株式会社モバイルコム	デイフィットASRE和はなみずき	愛媛県松山市古川北二丁目1-5	平成22年12月24日	通所介護
合同会社ウィルウェイ	合同会社ウィルウェイ	愛媛県新居浜市船木甲1501番地の1	平成22年12月24日	訪問介護

○愛媛県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人ほほえみ	居宅介護支援事業所ほほえみ	愛媛県松山市立花一丁目9番17	平成22年12月1日	居宅介護支援
社会福祉法人日親会	居宅介護支援事業所ラ・ファミーユ	愛媛県今治市菊間町浜1452番地2	平成22年12月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人ほほえみ	訪問介護事業所ほほえみ	愛媛県松山市立花一丁目9番17	平成22年12月1日	介護予防訪問介護
有限会社レインボープラス	デイサービス虹	愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成22年12月1日	介護予防通所介護
有限会社M&M	ヘルパーステーションフォーライフミネルワ	愛媛県松山市東垣生町903番地1	平成22年12月4日	介護予防訪問介護
医療法人高仁会	シルバーハウス西予	愛媛県西予市宇和町上松葉164番地1	平成22年12月10日	介護予防特定施設入居者生活介護
合同会社アイキョー	介護24西条	愛媛県西条市中野甲780番地6	平成22年12月12日	介護予防訪問介護
株式会社モバイルコム	デイフィットASRE和はなみずき	愛媛県松山市古川北二丁目1-5	平成22年12月24日	介護予防通所介護
合同会社ウィルウェイ	合同会社ウィルウェイ	愛媛県新居浜市船木甲1501番地の1	平成22年12月24日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人財団尚温会	余戸訪問看護ステーション	愛媛県松山市余戸東5丁目3-36	平成22年11月30日	訪問看護
有限会社ウェルフェア土居	ヘルパーステーション里久	愛媛県喜多郡内子町平岡1572番地2	平成22年11月30日	訪問介護

○愛媛県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人財団尚温会	余戸訪問看護ステーション	愛媛県松山市余戸東5丁目3-36	平成22年11月30日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
今治ショッピングプラザ	今治市旭町一丁目4番地の11	平成23年 3月31日

○愛媛県告示第95号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
三瓶湾区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧三瓶湾漁業協同組合の地区）	総トン数40トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第96号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年 1月28日から 2月10日まで

○愛媛県告示第97号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-19）第10573号	平成19年7月18日	浦川建築	浦川 鐵雄	四国中央市土居町上野74	平成22年12月1日	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止
（般-18）第14771号	平成18年7月24日	成功開発(株)	越智 和美	今治市宮窪町宮窪4182	平成22年12月14日	管工事業	建設業の廃止（一部）
（般-17）第13226号	平成17年11月8日	(有)三浦建設	三浦 伸夫	西条市下島山1264-2	平成22年12月16日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般-22）第2602号	平成22年10月13日	森越建設(株)	越智 均	今治市鯉池町2-3-23	平成22年12月28日	造園工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市大保木字土山甲51番1から 同字甲49番3まで	平成23年 1月28日

○愛媛県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名52番1地先から 同町生名50番1地先まで	旧	メートル 16.0～16.5	キロメートル 0.008	
			新	16.0～27.0	0.008	
"	"	越智郡上島町生名47番3から 同町弓削佐島139番2まで	旧	8.7～43.5	0.926	
			新	8.7～76.0	0.926	
"	"	越智郡上島町弓削佐島136番2から 同町弓削佐島124番2まで	旧	24.0～29.0	0.019	
			新	25.0～31.2	0.019	

○愛媛県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町弓削佐島70番3地先から 同町弓削佐島40番4まで	旧	メートル 14.0～44.0	キロメートル 0.118	
			新	16.5～45.0	0.118	

○愛媛県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町弓削佐島70番3地先から 同町弓削佐島40番4まで	平成23年 1月28日

○愛媛県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名52番1地先から 同町生名48番2まで	平成23年 1月28日

○愛媛県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂770番2地先から 同町満穂380番3まで	旧	メートル 4.6~22.7	キロメートル 0.124	
			新	5.3~25.3	0.124	

○愛媛県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月28日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第51号 平成23年 1月19日	伊予郡松前町大字北川原字大割718番1	伊予郡松前町大字北川原718番地3 川 本 洋 史

○愛媛県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月28日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第52号 平成23年 1月19日	伊予市上吾川字布部甲826番2	松山市堀江町104番地 堀江ハイツ503号 對 本 琢 磨 子 對 本 良 子

○愛媛県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月28日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第53号 平成23年 1月20日	東温市西岡字河之内甲1049 - 1	松山市恵原町甲26番地16 有限会社浮穴エム・シー

○愛媛県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月28日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第54号 平成23年 1月20日	伊予市米湊字西ノ原633番1	松山市朝生田町三丁目3番4号 有限会社朝生田住宅

○愛媛県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷 5 番耕地351番 7 及 び 八幡浜市谷 5 番耕地498番 1	旧	メートル 23.0~47.0 10.5~16.0	キロメートル 0.023 0.006	
			新	23.0~47.0 16.0~17.5	0.023 0.006	

○愛媛県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙624番 3 から 同市喜多山乙614番 1 まで	旧	メートル 5.7~15.5	キロメートル 0.133	
			新	9.7~17.5	0.133	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年 1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 1月18日	特定非営利活動法人 ほほえみ	都 築 修 造	松山市立花 1 丁目 9 番17号	この法人は、地域の高齢者（要介護状態、要支援状態にある者）に対する相談に応じ、その心身の状況に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス機関と連携し、その者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来る様に支援するため居宅介護支援事業を行う。又、在宅で援助が必要な高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心した生活が出来る様に利用者的人格を尊重しながらその個性を大切に介護サービスを提供するために指定訪問介護事業「指定介護予防訪問介護事業」を行い地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

県 立 学 校

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年 1月28日

愛媛県教育委員会
委員長 松 岡 義 勝

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県県立学校教育課程基準（昭和48年3月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別支援学校)</p> <p>第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第129条に規定する特別支援学校幼稚部教育要領(平成21年3月文部科学省告示第35号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号。小学部に係る部分に限る。)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第61号。中学部に係る部分に限る。)、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第39号。中学部に係る部分に限る。)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)及び平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第40号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(特別支援学校)</p> <p>第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第129条に規定する特別支援学校幼稚部教育要領(平成21年3月文部科学省告示第35号) _____ _____ _____)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第61号 _____ _____)、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第39号 _____ _____)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)及び平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第40号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p>

第2条 愛媛県県立学校教育課程基準の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(中等教育学校)</p> <p>第2条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号) _____ _____)及び施行規則第109条の規定に基づき定められた中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(特別支援学校)</p> <p>第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第129条に規定する特別支援学校幼稚部教育要領(平成21年3月文部科学省告示第35号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号) _____ _____ _____ _____)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)及び平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第40号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2(第1条関係)</p>	<p>(中等教育学校)</p> <p>第2条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(平成20年6月文部科学省告示第99号)及び施行規則第109条の規定に基づき定められた中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(特別支援学校)</p> <p>第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第129条に規定する特別支援学校幼稚部教育要領(平成21年3月文部科学省告示第35号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号。小学部に係る部分に限る。)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第61号。中学部に係る部分に限る。)、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第39号。中学部に係る部分に限る。)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)及び平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第40号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2(第1条関係)</p>

教科	科目	標準単位数
理数	理数数学Ⅰ	5～8
	理数数学Ⅱ	8～12
	理数数学特論	4～8
	理数物理	4～10
	理数化学	4～10
	理数生物	4～10
	理数地学	4～10
	課題研究	1～3
体育	省略	
省略		

教科	科目	標準単位数
体育	省略	
省略		

第3条 愛媛県県立学校教育課程基準の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高等学校)</p> <p>第1条 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第84条に規定する高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)</p> <p>_____</p> <p>_____によらなければならない。</p> <p>2 高等学校の<u>主として専門学科</u>において開設される教科及び当該教科に属する科目並びに当該科目の標準単位数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(中等教育学校)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領_____</p> <p>_____及び施行規則第109条の規定に基づき定められた中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。</p> <p>(特別支援学校)</p> <p>第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第129条に規定する特別支援学校幼稚部教育要領(平成21年3月文部科学省告示第35号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)</p> <p>_____</p> <p>_____によらなければならない。</p> <p>2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の<u>主として専門学科</u>に</p>	<p>(高等学校)</p> <p>第1条 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第84条に規定する高等学校学習指導要領(平成11年3月文部省告示第58号)及び平成21年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第38号)によらなければならない。</p> <p>2 高等学校の<u>専門教育</u>に関する_____教科及び当該教科に属する科目並びに当該科目の標準単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、平成21年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件による場合は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(中等教育学校)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領、平成21年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件及び施行規則第109条の規定に基づき定められた中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。</p> <p>(特別支援学校)</p> <p>第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第129条に規定する特別支援学校幼稚部教育要領(平成21年3月文部科学省告示第35号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)及び平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第40号)</p> <p>_____</p> <p>_____によらなければならない。</p> <p>2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の<u>専門教育</u>に関する</p>

において開設される教科に属する科目及び当該科目の標準単位数又は標準年間授業時数は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第1条関係）

教科	科目	標準単位数	
農業	農業と環境	2～6	
	課題研究	2～6	
	総合実習	2～14	
	農業情報処理	2～6	
	作物	2～8	
	野菜	2～10	
	果樹	2～10	
	草花	2～10	
	畜産	2～12	
	農業経営	2～6	
	農業機械	2～8	
	食品製造	2～12	
	食品化学	2～12	
	微生物利用	2～8	
	植物バイオテクノロジー	2～6	
	動物バイオテクノロジー	2～6	
	農業経済	2～10	
	食品流通	2～10	
	森林科学	2～10	
	森林経営	2～8	
	林産物利用	2～14	
	農業土木設計	2～12	
	農業土木施工	2～12	
	水循環	2～12	
	造園計画	2～14	
	造園技術	2～12	
	環境緑化材料	2～12	
	測量	2～12	
	生物活用	2～8	
	グリーンライフ	2～8	
	工業	工業技術基礎	2～4
		課題研究	2～8
実習		4～20	
製図		2～12	
工業数理基礎		2～4	
情報技術基礎		2～4	
材料技術基礎		2～4	
生産システム技術		2～6	
工業技術英語		2～4	
工業管理技術		2～8	

教科に属する科目及び当該科目の標準単位数又は標準年間授業時数は、別表第3のとおりとする。

別表第1（第1条関係）

教科	科目	標準単位数
農業	農業科学基礎	2～6
	環境科学基礎	2～6
	課題研究	2～6
	総合実習	4～14
	農業情報処理	2～6
	作物	2～8
	野菜	2～10
	果樹	2～10
	草花	2～10
	畜産	2～12
	農業経営	2～6
	農業機械	2～8
	食品製造	2～12
	食品化学	2～12
	微生物基礎	2～8
	植物バイオテクノロジー	2～6
	動物・微生物バイオテクノロジー	2～6
	農業経済	2～10
	食品流通	2～10
	森林科学	2～10
	森林経営	2～8
	林産加工	2～14
	農業土木設計	2～12
農業土木施工	2～12	
造園計画	2～14	
造園技術	2～12	
測量	2～12	
生物活用	2～8	
グリーンライフ	2～8	
工業	工業技術基礎	2～4
	課題研究	2～6
	実習	4～20
	製図	2～12
	工業数理基礎	2～4
	情報技術基礎	2～4
	材料技術基礎	2～4
	生産システム技術	2～6
	工業技術英語	2～4
	工業管理技術	2～8
	機械工作	2～8

環境工学基礎	2 ~ 4	機械設計	2 ~ 8
機械工作	2 ~ 8	原動機	2 ~ 4
機械設計	2 ~ 8	電子機械	2 ~ 6
原動機	2 ~ 4	電子機械応用	2 ~ 4
電子機械	2 ~ 6	自動車工学	2 ~ 8
電子機械応用	2 ~ 4	自動車整備	2 ~ 8
自動車工学	2 ~ 8	電気基礎	2 ~ 10
自動車整備	2 ~ 8	電気機器	2 ~ 4
電気基礎	2 ~ 10	電力技術	2 ~ 8
電気機器	2 ~ 4	電子技術	2 ~ 6
電力技術	2 ~ 8	電子回路	2 ~ 6
電子技術	2 ~ 6	電子計測制御	2 ~ 6
電子回路	2 ~ 6	通信技術	2 ~ 6
電子計測制御	2 ~ 6	電子情報技術	2 ~ 4
通信技術	2 ~ 6	プログラミング技術	2 ~ 6
電子情報技術	2 ~ 4	ハードウェア技術	2 ~ 10
プログラミング技術	2 ~ 6	ソフトウェア技術	2 ~ 6
ハードウェア技術	2 ~ 8	マルチメディア応用	2 ~ 8
ソフトウェア技術	2 ~ 6	建築構造	2 ~ 6
コンピュータシステム技術	2 ~ 8	建築施工	2 ~ 5
建築構造	2 ~ 6	建築構造設計	2 ~ 7
建築計画	2 ~ 8	建築計画	2 ~ 8
建築構造設計	2 ~ 8	建築法規	2 ~ 4
建築施工	2 ~ 5	設備計画	2 ~ 6
建築法規	2 ~ 4	空気調和設備	2 ~ 8
設備計画	2 ~ 6	衛生・防災設備	2 ~ 8
空気調和設備	2 ~ 8	測量	2 ~ 6
衛生・防災設備	2 ~ 8	土木施工	2 ~ 6
測量	2 ~ 6	土木基礎力学	2 ~ 8
土木基礎力学	2 ~ 8	土木構造設計	2 ~ 4
土木構造設計	2 ~ 4	社会基盤工学	2 ~ 4
土木施工	2 ~ 6	工業化学	4 ~ 12
社会基盤工学	2 ~ 4	化学工学	2 ~ 6
工業化学	4 ~ 12	地球環境化学	2 ~ 8
化学工学	2 ~ 6	材料製造技術	2 ~ 6
地球環境化学	2 ~ 8	工業材料	2 ~ 6
材料製造技術	2 ~ 6	材料加工	2 ~ 6
工業材料	2 ~ 6	セラミック化学	2 ~ 6
材料加工	2 ~ 6	セラミック技術	2 ~ 6
セラミック化学	2 ~ 6	セラミック工業	2 ~ 6
セラミック技術	2 ~ 6	繊維製品	2 ~ 8
セラミック工業	2 ~ 6	繊維・染色技術	2 ~ 8
繊維製品	2 ~ 8	染織デザイン	2 ~ 6
繊維・染色技術	2 ~ 8	インテリア計画	2 ~ 6

	染織デザイン	2 ~ 6		インテリア装備	2 ~ 6
	インテリア計画	2 ~ 6		インテリアエレメント生産	2 ~ 6
	インテリア装備	2 ~ 6		デザイン史	2 ~ 4
	インテリアエレメント生産	2 ~ 6		デザイン技術	2 ~ 8
	デザイン技術	2 ~ 8		デザイン材料	2 ~ 4
	デザイン材料	2 ~ 4	商業	ビジネス基礎	2 ~ 4
	デザイン史	2 ~ 4		課題研究	2 ~ 6
商業	ビジネス基礎	2 ~ 4		総合実践	2 ~ 6
	課題研究	2 ~ 6		商品と流通	2 ~ 4
	総合実践	2 ~ 6		商業技術	2 ~ 6
	ビジネス実務	2 ~ 6		マーケティング	2 ~ 4
	マーケティング	2 ~ 4		英語実務	2 ~ 6
	商品開発	2 ~ 6		経済活動と法	2 ~ 4
	広告と販売促進	2 ~ 4		国際ビジネス	2 ~ 4
	ビジネス経済	2 ~ 4		簿記	2 ~ 6
	ビジネス経済応用	2 ~ 4		会計	2 ~ 4
	経済活動と法	2 ~ 4		原価計算	2 ~ 4
	簿記	2 ~ 6		会計実務	2 ~ 4
	財務会計	2 ~ 4		情報処理	2 ~ 4
	財務会計	2 ~ 4		ビジネス情報	2 ~ 4
	原価計算	2 ~ 4		文書デザイン	2 ~ 4
	管理会計	2 ~ 4		プログラミング	2 ~ 6
	情報処理	2 ~ 6	水産	水産基礎	2 ~ 6
	ビジネス情報	2 ~ 4		課題研究	2 ~ 8
	電子商取引	2 ~ 4		総合実習	4 ~ 12
	プログラミング	2 ~ 6		水産情報技術	2 ~ 10
	ビジネス情報管理	2 ~ 4		漁業	2 ~ 7
水産	水産海洋基礎	2 ~ 6		航海・計器	2 ~ 8
	課題研究	2 ~ 8		漁船運用	2 ~ 10
	総合実習	4 ~ 12		船用機関	2 ~ 14
	海洋情報技術	2 ~ 10		機械設計工作	2 ~ 8
	水産海洋科学	2 ~ 4		電気工学	2 ~ 6
	漁業	2 ~ 7		通信工学	2 ~ 14
	航海・計器	2 ~ 9		電気通信理論	2 ~ 12
	船舶運用	2 ~ 11		栽培漁業	2 ~ 14
	船用機関	2 ~ 15		水産生物	2 ~ 8
	機械設計工作	2 ~ 9		海洋環境	2 ~ 8
	電気理論	2 ~ 10		操船	2 ~ 6
	移動体通信工学	2 ~ 10		水産食品製造	2 ~ 12
	海洋通信技術	2 ~ 10		水産食品管理	2 ~ 12
	資源増殖	2 ~ 14		水産流通	2 ~ 6
	海洋生物	2 ~ 8		ダイビング	2 ~ 6
	海洋環境	2 ~ 8	家庭	生活産業基礎	2
	小型船舶	2 ~ 6		課題研究	2 ~ 4

	食品製造	2 ~ 14		家庭情報処理	2 ~ 4		
	食品管理	2 ~ 12		消費生活	2 ~ 4		
	水産流通	2 ~ 6		発達と保育	2 ~ 6		
	ダイビング	2 ~ 6		児童文化	2 ~ 4		
	マリンスポーツ	2 ~ 6		家庭看護・福祉	2 ~ 6		
家庭	生活産業基礎	2		リビングデザイン	2 ~ 6		
	課題研究	2 ~ 4		服飾文化	2 ~ 4		
	生活産業情報	2 ~ 4		被服製作	2 ~ 16		
	消費生活	2 ~ 4		ファッションデザイン	2 ~ 14		
	子どもの発達と保育	2 ~ 6		服飾手芸	2 ~ 4		
	子ども文化	2 ~ 4		フードデザイン	2 ~ 6		
	生活と福祉	2 ~ 4		食文化	1 ~ 2		
	リビングデザイン	2 ~ 6		調理	2 ~ 15		
	服飾文化	2 ~ 4		栄養	2 ~ 3		
	ファッション造形基礎	2 ~ 6		食品	2		
	ファッション造形	2 ~ 10		食品衛生	2 ~ 4		
	ファッションデザイン	2 ~ 14		公衆衛生	2 ~ 4		
	服飾手芸	2 ~ 4		看護	基礎看護	2 ~ 10	
	フードデザイン	2 ~ 6			看護基礎医学	2 ~ 10	
	食文化	1 ~ 2			成人・老人看護	2 ~ 8	
	調理	2 ~ 14			母子看護	2 ~ 4	
	栄養	2 ~ 3			看護臨床実習	2 ~ 21	
		食品	2		看護情報処理	2 ~ 4	
		食品衛生	2 ~ 4		情報	情報産業と社会	2 ~ 4
		公衆衛生	2 ~ 4			課題研究	2 ~ 4
看護	基礎看護	2 ~ 6		情報実習		4 ~ 8	
	人体と看護	2 ~ 4		情報と表現		2 ~ 4	
	疾病と看護	2 ~ 6		アルゴリズム		2 ~ 4	
	生活と看護	2 ~ 6		情報システムの開発		2 ~ 4	
	成人看護	2 ~ 4		ネットワークシステム		2 ~ 4	
	老年看護	2 ~ 4		モデル化とシミュレーション		2 ~ 4	
	精神看護	2 ~ 4		コンピュータデザイン		2 ~ 4	
	在宅看護	2 ~ 4		図形と画像の処理		2 ~ 4	
	母性看護	2 ~ 4		マルチメディア表現	2 ~ 6		
	小児看護	2 ~ 4		福祉	社会福祉基礎	2 ~ 6	
	看護の統合と実践	2 ~ 4			社会福祉制度	2 ~ 4	
	看護臨床実習	2 ~ 8			社会福祉援助技術	2 ~ 6	
	看護情報活用	2 ~ 4			基礎介護	2 ~ 8	
	情報産業と社会	2 ~ 4			社会福祉実習	2 ~ 10	
情報	課題研究	2 ~ 4		社会福祉演習	2 ~ 6		
	情報の表現と管理	2 ~ 4		福祉情報処理	2 ~ 4		
	情報と問題解決	2 ~ 4		理数	理数数学	5 ~ 8	
	情報テクノロジー	2 ~ 4			理数数学	8 ~ 12	
	アルゴリズムとプログラム	2 ~ 6			理数数学探究	4 ~ 8	

	ネットワークシステム	2 ~ 6		理数物理	4 ~ 10
	データベース	2 ~ 6		理数化学	4 ~ 10
	情報システム実習	2 ~ 8		理数生物	4 ~ 10
	情報メディア	2 ~ 6		理数地学	4 ~ 10
	情報デザイン	2 ~ 6	体育	体育理論	2 ~ 4
	表現メディアの編集と表現	2 ~ 6		体づくり運動	2 ~ 4
	情報コンテンツ実習	2 ~ 8		スポーツ	2 ~ 8
福祉	社会福祉基礎	2 ~ 8		スポーツ	2 ~ 8
	介護福祉基礎	2 ~ 8		スポーツ	2 ~ 8
	コミュニケーション技術	2 ~ 4		ダンス	2 ~ 4
	生活支援技術	2 ~ 10		野外活動	2 ~ 4
	介護過程	2 ~ 4	音楽	音楽理論	2 ~ 4
	介護総合演習	2 ~ 4		音楽史	2 ~ 4
	介護実習	2 ~ 14		演奏法	2 ~ 10
	こころとからだの理解	2 ~ 10		ソルフェージュ	2 ~ 6
	福祉情報活用	2 ~ 4		声楽	2 ~ 8
理数	理数数学	5 ~ 8		器楽	2 ~ 8
	理数数学	8 ~ 12		作曲	2 ~ 8
	理数数学特論	4 ~ 8	美術	美術概論	2 ~ 4
	理数物理	4 ~ 10		美術史	2 ~ 4
	理数化学	4 ~ 10		素描	2 ~ 10
	理数生物	4 ~ 10		構成	2 ~ 10
	理数地学	4 ~ 10		絵画	2 ~ 10
	課題研究	1 ~ 3		版画	2 ~ 10
体育	スポーツ概論	2 ~ 4		彫刻	2 ~ 10
	スポーツ	2 ~ 8		ビジュアルデザイン	2 ~ 10
	スポーツ	2 ~ 8		クラフトデザイン	2 ~ 10
	スポーツ	2 ~ 8		映像メディア表現	2 ~ 6
	スポーツ	2 ~ 4		環境造形	2 ~ 6
	スポーツ	2 ~ 4		鑑賞研究	2 ~ 6
	スポーツ	2 ~ 4	英語	総合英語	3 ~ 8
	スポーツ総合演習	2 ~ 4		英語理解	3 ~ 8
音楽	音楽理論	2 ~ 4		英語表現	3 ~ 8
	音楽史	2 ~ 4		異文化理解	2 ~ 6
	演奏研究	2 ~ 10		生活英語	2 ~ 6
	ソルフェージュ	2 ~ 6		時事英語	2 ~ 6
	声楽	2 ~ 8		コンピュータ・LL演習	2 ~ 6
	器楽	2 ~ 8			
	作曲	2 ~ 8			
	鑑賞研究	2 ~ 6			
美術	美術概論	2 ~ 4			
	美術史	2 ~ 4			
	素描	2 ~ 10			
	構成	2 ~ 10			

	絵画	2 ~ 10
	版画	2 ~ 10
	彫刻	2 ~ 10
	ビジュアルデザイン	2 ~ 10
	クラフトデザイン	2 ~ 10
	情報メディアデザイン	2 ~ 6
	映像表現	2 ~ 6
	環境造形	2 ~ 6
	鑑賞研究	2 ~ 6
英語	総合英語	2 ~ 8
	英語理解	2 ~ 8
	英語表現	2 ~ 8
	異文化理解	2 ~ 6
	時事英語	2 ~ 6

別表第2 (第3条関係)

教科	科目	標準単位数
農業	農業と環境	2 ~ 6
	課題研究	2 ~ 6
	作物	2 ~ 8
	野菜	2 ~ 10
	草花	2 ~ 10
	食品製造	2 ~ 12
	グリーンライフ	2 ~ 8
工業	工業技術基礎	2 ~ 4
	課題研究	2 ~ 8
	実習	4 ~ 20
	製図	2 ~ 12
	工業数理基礎	2 ~ 4
	情報技術基礎	2 ~ 4
	材料技術基礎	2 ~ 4
	環境工学基礎	2 ~ 4
	インテリアエレメント生産	2 ~ 6
商業	ビジネス基礎	2 ~ 4
	課題研究	2 ~ 6
	ビジネス実務	2 ~ 6
	簿記	2 ~ 6
	情報処理	2 ~ 6
家庭	生活産業基礎	2
	課題研究	2 ~ 4
	消費生活	2 ~ 4
	子どもの発達と保育	2 ~ 6
	子ども文化	2 ~ 4
	生活と福祉	2 ~ 4
	リビングデザイン	2 ~ 6

別表第2 (第1条関係)

教科	科目	標準単位数
理数	理数数学	5 ~ 8
	理数数学	8 ~ 12
	理数数学特論	4 ~ 8
	理数物理	4 ~ 10
	理数化学	4 ~ 10
	理数生物	4 ~ 10
	理数地学	4 ~ 10
	課題研究	1 ~ 3
	体育	スポーツ概論
スポーツ		2 ~ 8
スポーツ		2 ~ 8
スポーツ		2 ~ 8
スポーツ		2 ~ 4
スポーツ総合演習		2 ~ 4
音楽	音楽理論	2 ~ 4
	音楽史	2 ~ 4
	演奏研究	2 ~ 10
	ソルフェージュ	2 ~ 6
	声楽	2 ~ 8
	器楽	2 ~ 8
	作曲	2 ~ 8
鑑賞研究	2 ~ 6	
美術	美術概論	2 ~ 4
	美術史	2 ~ 4
	素描	2 ~ 10
	構成	2 ~ 10

	服飾文化	2 ~ 4		絵画	2 ~ 10
	ファッション造形基礎	2 ~ 6		版画	2 ~ 10
	ファッションデザイン	2 ~ 14		彫刻	2 ~ 10
	服飾手芸	2 ~ 4		ビジュアルデザイン	2 ~ 10
	フードデザイン	2 ~ 6		クラフトデザイン	2 ~ 10
	調理	2 ~ 14		情報メディアデザイン	2 ~ 6
情報	情報産業と社会	2 ~ 4		映像表現	2 ~ 6
	課題研究	2 ~ 4		環境造形	2 ~ 6
	情報の表現と管理	2 ~ 4		鑑賞研究	2 ~ 6
	情報と問題解決	2 ~ 4	福祉	社会福祉基礎	2 ~ 8
	情報テクノロジー	2 ~ 4		介護福祉基礎	2 ~ 8
	表現メディアの編集と表現	2 ~ 6		コミュニケーション技術	2 ~ 4
福祉	社会福祉基礎	2 ~ 8		生活支援技術	2 ~ 10
	介護福祉基礎	2 ~ 8		介護過程	2 ~ 4
	保健理療	医療と社会		1 ~ 3	介護総合演習
		人体の構造と機能	6 ~ 12	介護実習	2 ~ 14
		疾病の成り立ちと予防	2 ~ 5	こころとからだの理解	2 ~ 10
		生活と疾病	4 ~ 7	福祉情報活用	2 ~ 4
		基礎保健理療	3 ~ 6		
		臨床保健理療	4 ~ 7		
		地域保健理療と保健理療経営	1 ~ 3		
		保健理療基礎実習	6 ~ 10		
		保健理療臨床実習	4 ~ 8		
		保健理療情報活用	1 ~ 2		
		課題研究	1 ~ 2		
理容	理容関係法規	1 ~ 2			
	衛生管理	3 ~ 4			
	理容保健	4 ~ 5			
	理容の物理・化学	3 ~ 4			
	理容文化論	3 ~ 4			
	理容技術理論	4 ~ 5			
	理容運営管理	2 ~ 3			
	理容実習	23 ~ 27			
	理容情報活用	1 ~ 2			
	日本語	1 ~ 5			
	外国語	1 ~ 3			
	保健体育	1 ~ 4			
	情報技術	1 ~ 3			
	社会福祉	1 ~ 3			
	芸術	1 ~ 3			
	日本文化	1 ~ 3			
	エステティック技術	2 ~ 3			
	理容カウンセリング	2 ~ 3			
	食品保健・栄養理論	2 ~ 3			

	理容モード理論	2 ~ 3
	理容総合技術	2 ~ 3
	課題研究	2 ~ 4
教科	科目	標準年間 授業時数
理療	医療と社会	30 ~ 70
	人体の構造と機能	195 ~ 420
	疾病の成り立ちと予防	70 ~ 175
	生活と疾病	110 ~ 245
	基礎理療学	120 ~ 315
	臨床理療学	180 ~ 420
	地域理療と理療経営	30 ~ 105
	理療基礎実習	300 ~ 665
	理療臨床実習	300 ~ 665
	理療情報活用	30 ~ 70
	課題研究	30 ~ 70

別表第3（第3条関係）

教科	科目	標準単位数
農業	農業科学基礎	2 ~ 6
	課題研究	2 ~ 6
	作物	2 ~ 8
	野菜	2 ~ 10
	草花	2 ~ 10
	食品製造	2 ~ 12
	グリーンライフ	2 ~ 8
工業	工業技術基礎	2 ~ 4
	課題研究	2 ~ 6
	実習	4 ~ 20
	製図	2 ~ 12
	工業数理基礎	2 ~ 4
	情報技術基礎	2 ~ 4
	自動車工学	2 ~ 8
	自動車整備	2 ~ 8
	インテリアエレメント生産	2 ~ 6
商業	ビジネス基礎	2 ~ 4
	課題研究	2 ~ 6
	商業技術	2 ~ 6
	簿記	2 ~ 6
	情報処理	2 ~ 6
家庭	課題研究	2 ~ 4
	家庭情報処理	2 ~ 4
	消費生活	2 ~ 6
	発達と保育	2 ~ 6
	児童文化	2 ~ 4

	家庭看護・福祉	2 ~ 6
	服飾文化	2 ~ 4
	被服製作	2 ~ 16
	ファッションデザイン	2 ~ 14
	服飾手芸	2 ~ 6
	フードデザイン	2 ~ 6
	調理	2 ~ 6
情報	情報産業と社会	2 ~ 4
	課題研究	2 ~ 4
	情報実習	4 ~ 8
	情報と表現	2 ~ 4
	マルチメディア表現	2 ~ 6
保健医療	医療と社会	1 ~ 3
	人体の構造と機能	6 ~ 12
	疾病の成り立ちと予防	2 ~ 5
	生活と疾病	4 ~ 7
	基礎保健医療	3 ~ 6
	臨床保健医療	4 ~ 7
	地域保健医療と保健医療経営	1 ~ 3
	保健医療基礎実習	6 ~ 10
	保健医療臨床実習	4 ~ 8
	保健医療情報処理	1 ~ 2
	課題研究	1 ~ 2
	理容	理容関係法規
衛生管理		3 ~ 4
理容保健		4 ~ 5
理容の物理・化学		3 ~ 4
理容文化論		3 ~ 4
理容技術理論		4 ~ 5
理容運営管理		2 ~ 3
理容実習		23 ~ 27
理容情報処理		1 ~ 2
日本語		1 ~ 5
外国語		1 ~ 3
保健体育		1 ~ 4
情報技術		1 ~ 3
社会福祉		1 ~ 3
芸術		1 ~ 3
日本文化		1 ~ 3
エステティック技術		2 ~ 3
理容カウンセリング		2 ~ 3
食品保健・栄養理論		2 ~ 3
理容モード理論		2 ~ 3
理容総合技術		2 ~ 3

教科	科目	標準年間 授業時数
	課題研究	2 ~ 4
理療	医療と社会	30 ~ 70
	人体の構造と機能	195 ~ 420
	疾病の成り立ちと予防	70 ~ 175
	生活と疾病	110 ~ 245
	基礎理療学	120 ~ 315
	臨床理療学	180 ~ 420
	地域理療と理療経営	30 ~ 105
	理療基礎実習	300 ~ 665
	理療臨床実習	300 ~ 665
	理療情報処理	30 ~ 70
	課題研究	30 ~ 70

附 則

- この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成25年4月1日から施行する。
- 第3条の規定による改正後の愛媛県立学校教育課程基準別表第1又は別表第2の規定は、平成25年4月1日以降に高等学校又は視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）に入学する生徒に係る主として専門学科において開設される教科及び当該教科に属する科目並びに当該科目の標準単位数（以下「教科等」という。）又は主として専門学科において開設される教科に属する科目及び当該科目の標準単位数若しくは標準年間授業時数（以下「科目等」という。）について適用し、同日前に高等学校又は高等部に入学した生徒に係る教科等又は科目等については、なお従前の例による。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 1月28日

愛媛県立中央病院長
梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- 件名
重油の購入
- 購入物品名及び予定数量
重油（J I S K2205 1種2号）
約619,000リットル
- 購入物品の内容等
入札説明書による。
- 納入期間
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで
- 納入場所
愛媛県立中央病院
- 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話（089）947 1111 内線 2228
- 入札書の受領期限
平成23年3月25日（金）午後1時30分
- 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成23年1月28日（金）から3月11日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時

30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年3月25日(金)午後1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成23年3月11日(金)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy

Oil (JIS K2205 class 1 No 2) approximately 619,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 25 March 2011

(3) For further information, please contact: Accounting

Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228



○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年1月28日

愛媛県立中央病院長
梶原 真人

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立中央病院清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所並びに愛媛県立中央病院研修棟

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成23年3月28日(月)午前11時40分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成23年1月28日(金)から3月11日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年3月28日(月)午前11時40分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できる書類を、平成23年3月11日(金)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成されたた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital, 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:40 a.m., 28 March 2011
- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 1月28日

愛媛県立中央病院長
梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約4,400,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限
平成23年3月11日(金)午後1時50分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成23年1月28日(金)から2月25日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成23年3月11日(金)午後1時50分
愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成23年2月25日(金)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 400 000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:50 p.m . , 11 March 2011
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228